

## 意見聴き取り調査票

(福島県土木建築調査設計団体協議会)

### 1 コンプライアンスへの取組みについて

- (1) 県では、透明性・競争性・公正性・品質の確保に十分留意した入札制度を構築するため、不正行為を行った事業者に対しては厳しい対応を行っておりますが、貴団体として、不正行為を行うものを会員から出さないために、これまでどのようなことに取り組んできましたか。取組みの実例をお聞かせください。

入会時並びに総会時に「コンプライアンス」の喚起と意識の高揚に努めるとともに、研修会・講習会等を実施して周知徹底を図っている。

- 2) 先日の贈収賄事件を受けて、貴団体として新たな取組みは必要とお考えですか。今後の取組みの予定についてお聞かせください。

今後とも、いろいろな機会を捉え、コンプライアンス意識の周知徹底に努めてまいりたい。

### 2 最低制限価格制度及び低入札価格調査制度について

- (1) 委託業務の最低制限価格については、設定水準を引き上げてほしいとの要望がありますが、今年度上半期の平均落札率は91.31%と90%を超える水準となっておりますが、このことについてはどのようにお考えですか。

① 良質な公共事業を確保・維持（品質確保）するためには、高度な技術力と有能な人材の確保と事業経営基盤の安定・充実（健全経営）が不可欠である。

発注者の立場からも、良質なもの（計画・設計・施工の成果）を得るためには、「良質な業界」と「必要な対価」を重視・評価される必要があると思われる。

② 落札率が上がっているのは、災害復旧のための業務発注が多かったこ

とが反映されていると思われる。

会員数の減少による人手不足、短期間での災害査定対応などにより業務単価が嵩んだことが応札金額を引き上げたと思われる。

- ③ 90%台の落札であれば、成果品の品質確保、収支面でも問題はないと思われる。

- (2) 県の低入札価格調査制度について、御意見等があればお聞かせください。

<土木設計関係>

低入札価格調査は、積算と設計金額の把握に誤りがあった場合が大半であるが、設計金額把握能力の向上を促進する役割を果たしている。

低入札の発生から決定までに相当の時間を費やしている。手続きを簡略化して時間の短縮化を図っていただきたい。

<建築設計関係>

委託業務については、最低制限価格の設定があれば低入札価格の調査が必要なくなり、契約がスピーディになると思われる。

また、総合評価で低入札価格調査制度が運用される場合は、落札者決定の経緯を公表していただきたい。

### 3 業務成績の活用について

- (1) 県では、今後業務委託の業務成績について様々な場面で活用していくことを検討しており、今年度11月から総合評価方式における評価項目に追加しましたが、このことについてどのようにお考えですか。

<土木設計関係>

業務成績を評価項目に追加することは有意義である。

工事と業務委託では評価基準が異なっているので、評価基準を明示していただきたい。

<建築設計関係>

業務成績については、公平な評価システムの確立と評価基準の公表が必

要と思われる。また、評価の時期は委託業務の終了時でなく建物完成後、使用して初めて評価されるものと考えてるので使用後の評価も加味していただきたい。

- (2) また、入札制度における業務成績評価の活用について、御意見があればお聞かせください。

＜土木設計関係＞

業務成績の評価対象については、「過去3年以内」に技術者に対する評定点が80点以上又は75点以上という場合に評価点を与えられているが、公共事業の発注実態と県内企業の現状を考慮して、評価対象期間を「過去7年以内」に設定していただきたい。

#### 4 条件付一般競争入札(価格競争・総合評価方式)について

- (1) 県では、条件付一般競争入札で発注する場合は入札参加条件を、さらに総合評価方式で行う場合は評価基準を設定しておりますが、それぞれの入札参加条件や評価基準の設定について、御意見等をお聞かせください。

＜土木設計関係＞

- ① 地域貢献度の評価により、県内企業の活用に関しては有効に機能していると思われる。しかし、県内企業間においては、落札者が特定化される傾向に働き、業者間格差が拡大する方向になっている。  
特に、簡易技術型（技術者型・提案型）では、標準型に比べて有資格者数、受注実績プラス営業所の多い企業が常に優位に立っている。例えば、手持ち業務や受注件数に制限を設けるとかの改善を図っていただきたい。
- ② 現行制度では、「本社」と「支店」・「営業所」が同等に扱われている。それぞれの定義・基準を明確に設定するとともに、地域精通度の観点から加点格差を設けるべきではないかと考える。
- ③ 同種類似業務の実務実績について、「評価基準は発注者が判断する」となっているが、発注物件毎に同種類似業務を明示していただきたい。
- ④ 消防団員を雇用する企業の地域貢献内容は、社会に対する貢献度を問

うものであり、会社所在地の市町村の団員と、その隣接市町村の団員とで貢献の中身が変わる訳ではない。隣接市町村通勤は大いにある事例なので、本社や営業所の所在地で評価対象の有無を判断するのは不均衡であると思われる。

<建築設計関係>

総合評価方式の評価基準については、災害支援やまちづくりへの貢献等の評価重視と建築設計賠償責任保険加入を評価対象に加えていただきたい。

- (2) その他、県の条件付一般競争入札（価格競争・総合評価方式）について、御意見等があればお聞かせください。

## 5 その他

その他現在の県の入札制度について、御意見等があればお書きください。

<土木設計関係>

- ① 総合評価方式を含む一般競争入札は、企業規模と支店・営業所数の多い業者が有利な制度になっており、指名競争入札に比べて受注が偏る傾向が強いと思われる。
- ② 今回の原発事故により、相双地区は警戒区域、計画的避難区域等に指定されている。地域社会が壊滅状態になっているので、ボランティア、消防団活動等が制限されている。このため、総合評価方式の「企業の地域社会に対する貢献度」の評価を考慮していただきたい。

<建築設計関係>

新築、改築工事の設計者選定については金額の多寡でなく創造性や技術提案力等を評価するプロポーザル方式の採用を引き続きお願いしたい。